

令和7年5月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年5月26日（月）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

11 番 山口 泰 13 番 西 秀敏

第2 提出議案

議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第 8 号 農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の
要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年5月26日（月） 午前10時30分 開会

溝上係長	ただいまから令和7年5月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
溝上係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
溝上係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「11番 山口委員」「13番 西委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番 を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第7号の申請番号1番を朗読し説明する。） 1番の申請ですが、譲渡人と譲受人の親子間での生前贈与による農地の権利移転となります。申請された土地は、長年、後継者である譲受人が耕作をしており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 村木地区の担当委員である「13番 西委員」をお願いします。
西委員	はい、13番 西です。事務局の説明とおりで。親子間の贈与とのことで問題はないかと思います。ご審議方をお願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

川島会長	(意見なし) それではお諮りします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番は、許可することにご異議ございませんか。
川島会長	(「異議なし。」 と呼ぶ者あり) はい、それでは異議なしということで、議案第 7 号の申請番号 1 番は、許可することにいたします。 続きまして議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 7 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。) 2 番の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて耕作をしており、所有権を移転するほうが耕作しやすくなるため、申請がされています。 なお、譲受人は今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 稗木場地区の担当委員である「7 番 高尾委員」をお願いします。
高尾委員	はい、7 番 高尾です。事務局の説明とおりで。引き続き耕作をされるということなので問題はないかと思えます。ご審議方をお願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 7 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。 続きまして議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第7号の申請番号3番を朗読し説明する。)

3番の申請ですが、2番同様、譲受人は以前から申請地を借りて耕作をしており、所有権を移転したほうが耕作しやすくなるため、申請がされています。

なお、譲受人は今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりです。引き続き耕作をされるということなので問題はないかと思えます。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第7号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第7号の申請番号4番を朗読し説明する。)

4番の申請ですが、申請された土地は、これまで譲受人が畑で作物等を作り管理をしていた状況ですが、譲渡人が農地の管理が困難であることや譲受人からの要望もあり、所有権移転を行いたいと申請があったものです。譲受人は、今後も今までどおり畑として営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

増田委員	はい、7番 高尾です。事務局の説明どおりです。現在も譲受人が耕作しておりますので、問題はないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第7号の申請番号4番は、許可することにいたします。 続きまして議案第8号「農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第8号を朗読し説明する。) 非農地であることの基準としては、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、②①以外の場合で、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、に非農地として判断できることとなっています。 今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、現地は進入口がない狭小の土地であったため、長年にわたり農地ではなく雑種地となっており、農地改良などをして農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。 事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」をお願いします。
村川委員	はい、9番 村川です。事務局の説明とおりの復元しても継続はできないと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)

川島会長	それではお諮りします。議案第 8 号「農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
川島会長	それでは異議なしということで、議案第 8 号については、非農地として判断することにいたします。 続きまして、議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 9 号について読み上げて説明する。) 今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、小樽郷小樽 373 他合計 49 筆で、面積は、合計 100,231 m²となります。 利用権設定をするものは、小樽郷〇〇さん他 25 名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和 7 年 8 月 10 日からで、10 年間の令和 17 年 8 月 9 日までが 41 筆、8 年 2 ヶ月間の令和 15 年 10 月 9 日までが 6 筆、5 年間の令和 12 年 8 月 9 日までが 2 筆となっています。 (別紙資料 議案第 10 号について説明する。) 次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。 今回、申請番号 10 番の利用権設定を受ける者が新規の法人となっておりますので、先に説明します。 まず、個人・法人に関わらず農地を取得する場合、基本要件として①全部効率要件（機械、労働力の確保など営農計画があること）、②農作業常時従事要件（従事日数が 150 日以上）、③地域との調和要件（周辺の農地利用に支障を与えない利用方法であること）を審査許可することになります。 次に、法人（株式会社等や組合法人である農事組合法人）が農地の権利取得（所有権移転、使用貸借、賃借）をする場合は、一定の要件のもと、農地所有適格法人の資格が必要となります。 一定の要件とは、①法人形態要件（農事組合法人・株式会社・合名、合資、合同会社のいずれかでなければならない）、②事業要件（事業が農業とその農業に関連する事業であること）、③議決権要件（農業に常時従事（150 日以上）する個人などの農業関係者が議決権の過半を占めること）、④役員要件（役員の過半が農業（販売・加工等含む）に常時従事（150 日以上）し、更に役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1 人以上が農作業に従事（60 日以上）する必要がある。）があります。

以上のように、法人等が取得する場合は、基本要件と一定要件を満たす必要がありますが、申請番号 10 番については定款や登記簿謄本、決算書、事業計画書により全て要件を満たしていることを確認しております。

全体の土地の所在及び面積は、小樽郷小樽 373 他合計 49 筆で、面積は、合計 100,231 m²となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、小樽郷〇〇さん他 16 名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和 7 年 8 月 10 日からで、10 年間の令和 17 年 8 月 9 日までが 41 筆、8 年 2 ヶ月間の令和 15 年 10 月 9 日までが 6 筆、5 年間の令和 12 年 8 月 9 日までが 2 筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定をする者と、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

〇〇委員

すみません。今回自分の名前になっているのですが、娘の名前の契約だったのですが。

田中中間管理
推進員

それでは、今回の議案から外すことにして来月に再度設定しなおして審議しなおしたいと思います。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

溝上係長

今回の議案からは〇〇さんの分を外してそれぞれ 25 戸、48 筆、97,010 m²・16 戸、48 筆、97,010 m²になります。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第9号及び議案第10号については、承認することといたします。

〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会5月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。